

Title	地主と地借 - 武蔵国八町目村一件 (社会経済史資料紹介)
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1937
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.31, No.3 (1937. 3) ,p.451(111)- 469(129)
JaLC DOI	10.14991/001.19370301-0111
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19370301-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三日、公判に附せられ、死刑の宣告を受けて、同月十六日、従容且つ欣然として斷頭臺に上つた。(cf., A Composite Collection of the Lives and Speeches of those persons lately executed, by a person of quality, 1661.)
(四六版七十四頁、ヘンリー・スチーヴンス書店賣價四磅十五志)

地主と地借—武藏國八町目村一件

(社會經濟史資料紹介)

野村兼太郎

徳川時代における土地所有の觀念が十分明かでないために、領主、地主、地借、小作、地代、小作料、貢租等の概念も頗る曖昧ならざるを得ないのである。今こゝにそれ等の概念を一々明白にしようと云ふのではない。唯それ等を明かにする一資料として、地主と地借との間に生じた土地貸借に關する爭議を事實のまゝに紹介せんとするに過ぎない。しかしそこには永小作の問題や畑地を屋敷地とする問題、又地代、小作永等の概念等に關聯する多くの問題が含まれてゐる。

武藏國葛飾郡種籠村の名主又兵衛は高九百石餘の大百姓であるが、隣村八町目村にも土地を所有しこれを小作させてゐた。當時(天保三年頃)地主の暮し向が思はしくなくなつて來たためか、地代の引上げ、あるひは又立退かしめんと試みた事件がある。先づ地主側の云ひ分を聞くと、次ぎの如くである。

八町目村の屋敷地三畝六歩、畑貳反壹畝拾五歩を文政十二丑年に地主入用の時は何時でも明渡すと云ふ條件の下で貸與した。屋敷地については地代、畑方については小作永をそれぞれ約定した。然るに寅卯兩年の間、地代と小

作永とを支拂はない。そこで地所を明渡すやうに請求したが、立退かぬと云ふので久藏以下十名の者を訴訟するに至つたのである。地代値上げについては表向には一言もしてゐない。

即ちその訴状は次ぎの如くである。

乍恐以書付御訴訟奉申上

山田茂左衛門御代官所
武州葛飾郡樋籠村

名主又兵衛煩ニ付代

難澁出入

訴訟人 悴 宗

太

酒井八十之丞様御知行所
同州同郡八町目村

右又兵衛地借

相手 久 藏

同 同 吉 兵 衛

同 同 藤 兵 衛

同 同 喜 右 衛 門

同 同 勝 右 衛 門

同 同 磯 五 郎

右訴訟人又兵衛煩ニ付、代悴宗太奉申上、親又兵衛義、同郡八町目村字新町、は水帳面屋敷三畝六歩、中畑貳反壹畝拾五歩、先年久出作所持罷在、右場所之義、日光道中粕壁宿續ニ往還筋ニ有之、相手之もの共右地所借請度旨申之ニ付、相對之上、文政十二年中、右屋敷三畝六歩并畑貳反壹畝拾五歩之地所、夫と地代小作金取極、尤右地所之義地主入用次第、早速明渡可申答ニ證文取之、貸渡置、然ル處翌寅卯兩年共、地代并畑方小作永差滞相濟不申、度ニ催促仕、申述、已致、地所明渡、是迄精々懸合、得共明渡不申、誠以難儀至極仕、無是非今般、訴訟奉申上、何卒以御慈悲、相手之もの共被召出、御吟味之上、滞地代小作永共相濟、右地所早と相返、様被仰付被下置度奉願上、以上、

山田茂左衛門御代官所
武州葛飾郡樋籠村

名主又兵衛煩ニ付代

悴

訴訟人 宗

太

天保三辰年二月

御奉行所様

如斯目安差上、間、致返答書、來ル四月廿五日評定所、罷出可對決、右於不參、可爲曲事もの也

地主と地借—武藏國八町目村一件

辰二月廿日

この訴状は原告が最初に提出したものと異なる。最初の分は右十名以外に九名の被告が擧げられてゐる。又内容にも次ぎの如き文句がある。「親父又兵衛義近と厄介多ニ相成り上、近年ふ作相續、殊ニ焼失亦も水難等ニあり、連々困窮、其上又兵衛義老年ニおよび、子供大勢ハハ、安心難相成、依之夫と相續方取片付ハハし度心底より、右場所ハ宿場續ニ厄介人とも商等ニありも爲致ハハ、身分取極リ相續相立ハハ様ニも可相成、兼ニ心懸、右地所ハ住居も爲致度ハニ付、云々」と訴願の理由をかなり露骨に記してゐる。然るに如何なるわけか、右之通差上ハハ所、ハ直ニ相成、前掲の如き訴状となつたのである。

右訴状にある如く裁判は四月廿五日の筈であつたのに、評定所の都合から五月二日に延びた。同日被告の方からは返答書を差出してゐる。それに依ると被告側の云ひ分は二つの點におゐて重要な違ひを指摘してゐる。

(一) 右借請小作は文政十二年に始まつたものではなく、寛文、延寶、元祿、享保の昔からのものであること。唯一人文政十年からの者がゐるだけである。その餘は何れも貳拾年以前の者である。當時の幕府の規定に従へば永小作であり、年貢が滞るとか又は格別の理由がなければ、地主は地面を取戻し得ないのである。それならば何故地主が文政十二年を云々するかと云ふに、その年に地請證文を書替へたのを理由としたのである。従つてこの點は地主が計劃的であつたと考へられぬこともない。

(二) 地代及び小作永は納めてゐると云ふ。それなら如何して行違が生じたかと云へば、地主に直納せずして、從來その地の地守をしてゐた丈八の後見人寶珠花村の清五郎に納めてゐたからである。先に述べた訂正前の訴状にはこの清五郎も被告の一人に掲げてゐるのであつて、地主側におゐては初めから清五郎に納めてゐたことを知つて

ゐたのであらう。しかしそれが地主の手に入らなかつたとして、地代小作永の滞納を理由としたのである。こゝに當時の地代、小作永は單なる今日の地代小作料ではなく、その内に貢租を包含してゐることを注意しなければならぬ。地代等の怠納は貢租の怠納となる。もし貢租の怠納とあれば永小作であつたとしても地面を取上げることが出来る。

被告たる地借人達は地主の訴訟の眞意を地代小作永の値上げにあると見、この點も承知し得ぬ旨を力説してゐる。即ちその返答書は次ぎの如くである。

乍恐以返答書奉申上ハハ、

酒井八十之丞知行所武州葛飾郡八丁目村出作、同州同郡種籠村名主又兵衛地借、右八町目村久藏外七人煩ニ付代兼喜右衛門、吉右衛門一同奉申上ハハ、右又兵衛ハ私共ハ相懸リ難澁出入之旨、當二月中曾我豊後守様ニハ訴訟申上、先月廿五日ハ差日御尊判頂戴、被仰附拜見奉畏、乍恐左ニハ答奉申上ハハ

一訴訟人申立ハハ當村地内ニハ字新町屋敷三畝六歩、中畑壹畝拾五歩出作所持罷在ハハ處、私共義右地所借請度旨申ニ付、文政十二年丑年中夫と地代小作金取極、地主方ニハ地所入用次第早速明ケ渡ハハ等證文取之貸置ハハ處、寅卯兩年共地代并小作永相滞、及催促ハハも申延ハハ已仕、地所明ケ渡ハハ様懸合ハハも不明渡ル旨、其外品と申立ハハ、

此段訴訟人申立ハハ通、前書之地面夫と私共借請小作罷在ハハ段ハ相違無ハハ座ハハ得共、文政十二年ハ借請ハ義ニモ無ハハ座ハハ、私共之内太兵衛ハ先前地主代寛文中ハハ之借地、喜右衛門ハ延寶年中、勝右衛門ハ元祿年中、藤兵衛ハ享保年中、其外ハ天明、寛政、文化年中ハハ之借地ニハ、凡百五十六年、亦ハ百年前後、或貳拾三四ケ年ハ四五拾ケ年宛、何幾住居罷在、唯久藏壹人ハ已文政十亥年ハハ之借地ニハ座ハハ、且又寅卯兩年共一同地代小作永

相滞の旨申立得共、右地所も當村丈八を申もの地守ニあり、年久敷支配ありし、年々地代小作永向人後見清五郎方に取立、則銘と相納の請取書所持罷在、尤私共拾人之内太兵衛、磯五郎兩人儀も、去卯年家内悉病難ニあり、取績方も成兼、難澁ニ付、其段折入の相敷、同年壹ケ年分も申延の置得共、其餘八人之者も毛頭滞無は座の、右も全地所入用、地代小作永滞杯を申義ニハ無は座、内實も地主方ニあり地代小作永とも直揚ケ可致合を以、是迄數年來書替も不仕の地請證文、去ル丑年俄ニ書替、同年も地所貸置の姿ニありし、其初も私共何ニ心付も無之、任申ニ書替仕の處、翌寅年ニ相成、地守丈八後見清五郎も地代小作永共銘と相増の様申ニ付、是迄之通ニありさい取績方難澁、別も地代小作永直段之義も外之の響も相成、不容易成義ニ付勘辨致吳の様只願相歎の處、直揚承知ニ得え、早も家作引拂、地所明渡の様被申渡驚入、私共拾人、父母妻子共ニあり多人數有之、差當り住所ニ迷ひ、不輕難澁ニ付人頼の置し、種々相敷得共、更ニ聞入無之、去卯年七月ニハ彌同年九月十五日限り家作不殘取崩、地所明渡の様嚴敷被申渡、前文申上の通、中ニハ五六代後住居之もの有之、且も土藏等補理置のものもは座得え、元來日光道中筋故、日々小商ひを以、重モ其日を送り、職人又も請作等いふし相暮の身柄ニ付、多年住馴の土地ニ相離のゑも父母妻子之養育方ニも差支、大勢のもの路頭ニイの外無は座、誠必至之難澁ニ付、數度人頼いたし相敷のゑも一圓聞入無之、今般は尊判頂戴も相口恐入、尙又近村之もの共相頼、只管相敷得共、更ニ取敢無は座の間、無據返答差上、奉御吟味請の次第ニ至、何共難澁奉恐入の得共、前申上の通太兵衛、磯五郎兩人儀ハ全家内病難ニあり調達(致?)兼、卯年壹ケ年兩人分ニあり纒錢五貫五百三拾九文ニは座の間、此等ハ警私共口荷金のゑも相納申度、實ニ地代小作永等滞の義ハ無は座、直揚之義を相敷の故、地立被申付の義ニは座の間、何卒以御慈悲前條之始末、乍恐は賢察被成下置、前文之通數年來住馴

の土地ニ、誠永小作之義ニ付、訴訟人方ニあり慈愛勘辨を以、是迄通地所貸置吳の様、は利解被成下置、無難ニ住居相成の様、偏御憐愍の様奉願上の、猶委細之義ハ乍恐以口上可奉申上の、以上、

天保三辰年五月二日

この裁判の様様を記した「御吟味覺」を見ると、當時の裁判の状態を彷彿せしむるものがある。又地代その他に於ての當時の概念を知る上にも役立つものであるから左に紹介する。

「御吟味覺

一 四月廿五日は差日之處、廿五日評定流相成、五月二日御評定諸御奉行は立會、會我豊後守様は糺、訴答は呼出相成、訴訟方訴狀之趣委有之の得共、猶又口上ニあり可申立旨被仰渡の、訴狀之趣申上の處、訴訟方ニあり右様申立ル、相手方如何哉、私共義地代清五郎方へ相納申の、其已前證文は糺は座の、此通證文有之の得え、何も譯も無之旨被仰の、然處相手方右之通申上の、右様之義一切無は座の、是ハ全清五郎馴合之義ニは座の申上の、左様成バ請取帳有之哉被仰の、吉請取帳差上申の、會我如此請取有之の、然ハ清五郎呼出不申の得え相分不申を被仰、先今日も引取を被仰渡の、

一 翌三日御呼出ニ相成、は留役金井伊太夫、訴狀熟讀被致、證文可差出旨被仰渡、即證文差上申の、宗太高何程、九百石斗を答、外賣商無之哉、農業一派を相答申の、喜右衛門高何程、八石貳斗餘、賣買藥種商仕、吉右衛門荒物商仕の、高八石八斗餘。地面名前ハ誰トは訪の、半右衛門名前ト答、年月ハ元祿年中ト答。清五郎方へ給料相渡置哉トは尋は座の、答曰金貳分ツ、遣申の、金井畑貳反壹畝拾五歩之場所ニ家作有之の哉は尋は座の、宗太有之旨申上の。名主家作有之哉、休二物置其外出來は座の、畑之場所もは座の申上の、金井畑地へ家作決

不_レ相_レ成_レ法_ニ座_ハ、早_ニ歸_ル村_上可_レ取_ル拂_旨被_レ仰_渡、金昨日は奉行之は吟味ニ承_レ處、地代清五郎方へ相納_ハ様申上_ハ、請取帳可差上旨仰渡_ハ、即差上は熟讀被成、是ハ年月如何哉_キ被_レ仰_渡、宗太右衛門義私方へ納來_ハ處、清五郎方へ相納_ハ迎_合、私方へ右様申掛_ハ、可取筋無_レ之、可納筋無_レ之他處、右之仕合、全馴合之義_ニ座_ハ、喜私儀藥種賣仕_ハ間、地主へ貸有_ハ之_ハ間、差引_ニ勘定相立申_ハ、先_ニ大家方へ相納_ハ得_共、商致_ハ故差引仕_ハ申上_ハ、金已_ハ届_ハもの、地主へ何程貸有_ハ之_ハ共、地代_ハ貸_ハ差引_ハ申事、以_ハ之_ハ外_ハ之_ハ届_ハもの、大音_ニ被_レ仰_渡、喜是ハ宗太存不申_ハ得_共、差引可致_ハ様、地主_ニ被_レ申_ハ間差引_ニ致_ハ申上_ル、金地主_ニ何_キ申_ハ共、御年貢_ハ貸_ハ差引_ハ致_ハ段_ハ届_ハもの、延享年中_ハ之_ハ請取不殘持參可致、無_レ座_ハ申上_ハ已申口一言も相立不申_ハ、地主之事なれ_ハ、已等ヒツクルカクシメモ過ナケレハナラヌトモ仰_ハ、清五郎方_ニ取込_ハ得_モ、ナゼ清五郎取ツカマエテ願_ハヌ、清五郎方_ニ取込_ハ居_ハ得_モ、其趣地主_ニナゼ申入_ヌ、直_ニ分事_ダ、其位ナルモノヲ又兵衛も九百石モ以居テヲナサ_ラ是迄願可出_テ被_レ仰_渡、宗太一躰私方_ニ申上_ハ、先年ハ年始暑寒も相勤_ハ物、只今一人モ參不申_ハ申上_ハ、金何程斗隔居_ハ哉、宗隣村_ニテ少_シ隔居_ハ申上_ハ、一躰人ヲ頼テ居カラ此様成事出来申_ハ、是_ハ直_ニ可_レ取_ハ、他_ニ年始暑寒何成共勤_ハい_ハければ相成不申_ハ被_レ仰_渡、宗一_ハ休地代滞始_ハ申もの_ハ、私方_ニ子年_ニ干_ハ損、丑年干_ハ損、其中_ニ燒失_ハい_ハぬし、甚_ニ困窮仕_ハ間、地所相返_ハ吳_ハ様申聞_ハ所、地主此節困窮之次第、地代滞_ハ賣_ハ拂_申、其節買取可申_ハエ_ラ以差滞申_ハ申上_ハ、金夫_ニテ相分申_ハ、其様成間違_ニ能_レ始_ルヤツヨ、清五郎呼出_ハ之_ハ義_ハ奉行_ハ之_ハ差紙_ニ呼_レ出_ハ哉、又_ハ其方共_ハ呼_レ出_ハ哉、休_ニ私共_ハ呼_レ遣_ハ申_ハ度_ハ、金左様ナ_ラハ右地面_ニ付、帳面不殘持參_ハい_ハぬし、六日迄_ニ差_ハ出_ハ可_レ致_ハ被_レ仰_渡、金其方共_ハ知間敷_ハ得_共、二十ヶ年已前_ハ永小作_ハ相_レ唱、奉行所_ニお_ハる_ハても容易_ニ地主相成不申_ハ、乍去

百ヶ年居_ハ共、筋_ニ寄_レ拂_ハない_ハと申事_ニも無_レ之_ハ得_共、先容易_ニ出来_ぬもの也_ハ被_レ仰_渡」

會我豊後守は助弼、時の勘定奉行である。

この取調の中で注意すべき點の一つは畑地に家作をしたことである。元來八町目村が粕壁宿の町續きであり、その地の百姓は百姓とは云へ、あるひは藥種屋を營み、あるひは荒物屋を營んでゐた。宿驛續きとして町屋の發展が見られ、以前は畑地であつたものが、漸次に家作されることはあり得ることであつた。しかし徳川氏の方針として田畑が屋敷地となることを欲してゐなかつた。殊に屋敷地變更の願もなく、家作させることは勿論違法である。後に述ぶる如く新屋敷地願を出して許可されてゐる。

次ぎに地代小作永を商品代金と差引勘定をしたところ、「御年貢と貸と」を差引したとて大いに咎められてゐる點である。これに依つて見れば、この場合の地代小作永は單なる地代小作料ではなくして貢租をも含むものと見なければならぬ。即ち地主が貢租を納付してゐたわけである。普通永小作におゐては小作人が直接貢租を納付してゐたと云はれるが、この場合はそれに異なる一例である。

「年始暑寒何成共」勤なければいけないと云ふ一句は當時の地主と小作人との關係が單に契約に依つて成立したものである。そこに一種の人的關係——封建的關係の發生を基礎としてゐることを示すものである。

二十年以上に及ぶものを永小作と稱し、奉行所におゐても如何ともなし難き旨を述べてゐるところを見れば、明かに文政十二年の借替を無視して、始めから永小作たることを認めてゐたのであらう。従つて貢租たる地代小作永の滞納を中心として審問したのであらう。もし滞納が事實ならば永小作と雖も取放たれ得るからである。最後の一句は原被兩造に和解の暗示を與へる巧妙な威嚇とも云ふべきであらう。

徳川時代裁判の慣例の如く兩者は和解した。その濟口證文は次ぎの如くである。

「前略……は吟味中ニは座の處、は水帳面屋敷三畝六歩并中畑貳反壹畝拾五歩、夫と相手形へ貸置の處、右屋敷地ニ致家作罷在の義ニ付、是迄之通住居爲致、且中畑貳反壹畝拾五歩之内ニ相手形ニ家作いゝ置いも全心得違ニ付、歸村之上不殘早ニ取拂の筈、尤地代金清五郎方ニ請取置の分ハ同人心得違ニ付早速相渡の筈、右通相成の上ニ以來盆幕兩度ニ地主ニ直納致の筈取極、無申分熟談内濟仕、偏ニ御威光ヲ難有仕合奉存の、然上右一件ニ付重御願筋毛頭無座の、依之爲後證連印濟口證文差上申處如件」

天保三辰年五月十一日

右に依れば地代小作料の値上げはなされず、一應問題は落着いたわけであるが、實際はこの解決の中に新しい問題が含まれていたのである。それは畑地の家作取拂いと云ふことである。地主はその實行を迫つたのである。しかしその中畑となつてゐる部分は屋敷地つきで、從來から住宅が入り込んで建てられてゐた。即ち間口壹間、奥行六間が宅地として貸されてゐたのだが、その中に中畑の分があつたのだ。地主は奥行貳間までを認め、それ以上の建物を取拂ふやうに迫つたのである。

借地人達が屋敷地内に畑地のあつたことを知らなかつたことは借地人達の手落であつた。又もし知つてゐたとすれば愚である。彼等は多少の地代の値上げを容認して、住宅取拂を勘忍してもらひたい旨を隣村の名主等に依頼して、地主方へ交渉した。しかし地主は承知しない。地借側の云ひ分に従へばその際地主は不當の値上げを主張したと云ふ。だが地主側では地代値上げを申出たことではないと云ふ。唯前掲の濟口證文通りに行へと主張する。しかし恐らく地借側の云ふ如く地代の値上を條件としたのではなからうか。地借側は確實なことは解らないが老中に駕籠訴

までしたと云ふ。もし駕籠訴をしたとすれば、そのまゝ却下されたか、又は地頭を経て訴へよとでも説諭されたのであらう。兎に角實際的效果はなかつたことは明瞭である。そこで地代の値上げ反對を以つて同村の他の地借人達を誘つて、地頭酒井氏の添翰をもらひ、地主の代官たる山田茂左衛門の役所に訴へ出た。前述の裁判におゐて濟口證文を取替したのは、前年の五月十一日であつたが、その後一年ばかりして再び問題化し、扱人を入れたり、駕籠訴をしたりして、終に次ぎの如き願書を代官所に差出したのはその年、天保四己年の十月であつた。

乍恐以書付奉願上

酒井八十之丞知行所、武州葛飾郡八丁目村出作、當御代官所同郡種籠村又兵衛地借藤兵衛外九人、并八十之丞知行右八丁目村百姓清右衛門地借長藏外拾六人惣代、右之者共一同奉申上、右藤兵衛外九人之内ニハ寛文正徳享保之頃々年久敷借地住居有之、其外孰後舊來之地借ニハ極通之地代年々地守ニ相渡、通帳請印形取置申、中略……去辰年中會我豊後守様ニ及出訴、吟味之處、全舊來之地借人地立を勿論、地代直揚等も外之之纏ニ成、不容易之旨又兵衛ニ厚御利解被仰聞の處、同人義藤兵衛外九人ニ貸置の地所も、御水帳面屋敷三畝六歩、中畑貳反壹畝拾五歩之場所ニ有之、右中畑之場所ニ家作相掛り、分ハ爲取拂度旨、強中立の故、元來畑地家作も不相成筋之旨御利解被仰聞の間、奉承伏は利解之趣ヲ以内濟を仕得共、前申上通又兵衛義屋敷地、奥行六間之地、請證文取之、家作爲致、寛文正徳享保以來、奥行六間之屋敷地代請取乍置、今更右躰之義申越いも、甚難得其意、全地代直揚可致巧之處、重キは利解ニ直揚不相成故、畑地家作取拂、奥行貳間ニ切詰の杯申掛、迷惑爲致ハ、地借之もの共致當惑、自然も直揚可致旨見居、難題申掛心事、誠強欲非道之致方、奥行貳間ニ切詰のハ、中ニ以農業を勿論之義、家内大勢之者共寐臥さへ成兼難義ニ付、少も致直揚のゝも、是迄通之家作ニ住居致

度、扱人相頼、精々相敷ゆ處、從來間口壹間、奥行六間、ニ、約、錢、七、百、文、之、地、代、ヲ、金、壹、分、ニ、直、揚、不、致、ゆ、ハ、勘、辨、不、相、成、旨、申、張、取、敢、不、申、格、外、之、直、揚、外、ニ、響、ニ、相、成、難、義、ニ、付、私、共、并、當、代、官、所、外、地、借、之、も、の、共、一、同、ニ、再、應、又、兵、衛、方、へ、相、敷、ゆ、得、共、會、る、聞、入、不、申、強、多、直、揚、ゆ、様、申、募、第、一、當、年、之、義、ハ、稀、成、凶、作、米、穀、諸、色、高、直、ニ、付、既、ハ、當、地、其、外、近、宿、在、ニ、も、地、借、店、請、貧、窮、人、に、も、地、主、が、夫、を、救、ひ、手、當、も、有、之、ゆ、程、之、年、柄、ニ、は、座、ゆ、所、夫、を、引、替、又、兵、衛、義、ハ、私、共、日、々、夫、食、買、揚、當、日、送、兼、ゆ、艱、難、及、見、乍、罷、在、聊、無、慈、愛、却、多、右、様、欲、心、ニ、耽、無、躰、ニ、押、噤、地、代、直、揚、ヲ、申、張、一、同、進、退、差、迫、當、惑、途、方、ニ、暮、難、義、之、餘、リ、無、據、御、料、私、領、地、借、共、惣、代、ヲ、以、不、願、恐、ヲ、抛、身、命、御、老、中、様、に、は、駕、籠、は、愁、訴、仕、ゆ、程、之、難、澁、ニ、は、座、ゆ、間、何、卒、以、御、慈、悲、私、共、必、至、之、難、義、御、憐、察、被、成、下、置、當、御、代、官、所、地、借、共、一、躰、之、響、ニ、相、成、不、輕、義、ニ、は、座、ゆ、間、早、速、地、主、又、兵、衛、被、召、出、前、條、御、奉、行、所、様、ニ、同、人、に、は、利、解、之、通、地、立、直、揚、等、之、義、不、申、掛、舊、來、地、代、ヲ、も、請、取、ゆ、義、ニ、付、家、作、之、義、も、勘、辨、致、置、是、迄、通、之、地、代、ニ、多、無、難、ニ、住、居、相、成、重、多、右、躰、之、義、無、之、様、厚、は、利、解、奉、願、上、ゆ、左、ゆ、得、御、料、私、料、地、借、人、別、凡、三、百、人、之、者、共、相、助、誠、莫、太、之、御、仁、惠、も、難、有、仕、合、奉、存、ゆ、已、上、

この地借達の願書に對し、代官所は地主から始末書を徴してゐる。その地主側の云ひ分は左の通りである。

乍恐以書付奉申上ゆ

武州葛飾郡桶籠村名主又兵衛煩ニ付代伴宗太奉申上ゆ、父又兵衛越石ニ所持罷在ゆ酒井八十之丞様は知行所、同郡八丁目村又兵衛地借藤兵衛外九人并八十之丞様は知行所同村百姓清右衛門地借長藏外拾六人惣代右藤兵衛外武人又兵衛に相掛り、建家并地代之義ニ付品ニ申立、は地頭所は添翰ヲ以當御役所様は奉願ゆニ付、今般被召出、始末は糺は座ゆ、

此段八十之丞様は知行所分、又兵衛越石地所藤兵衛外九人之もの共……中略……去ル寅卯兩年地代差滞、其外

不法之始末も有之ゆニ付、去辰二月中會我豊後守様は訴訟申上、は吟味中掛合之上内濟仕ゆ……中略……其後粕壁宿名主次郎兵衛、中會根村同源八、右兩人ヲ以、地借之もの共申入ゆも、屋敷畑亦已ニ多ハ住居手狭ニ付、中畑之分屋敷畑ニ願替、都合六間ニ致吳ゆハ、地代金壹分ニ直揚可致由、夫々掛合申越ゆ得共、近來地借之もの共殊之外増長ゆぬし、品々難心得廉々多分有之ゆニ付、地代直揚并屋敷畑ニ願替ゆ義、是迄差扣罷在ゆ處、先達ゆか度々御駕籠訴等致ゆ段、今般初ゆ承知仕、私ニおいても重々奉恐入ゆ得共、右辰年中一件濟口證文面も有之、右趣意ヲ相守りゆ上ハ別段可相願筋無之、素々又兵衛方ニ多、地代直揚等之義申入ゆ義ニハ無之、前書濟口證文相守り、萬事取斗可申旨ハ再應申聞ゆ得共、等閑ニ捨置ゆ而已ならん、今般清右衛門地借長藏外拾六人之もの共一同馴合、又兵衛に相掛り願出ゆ段、旁以難心得奉存ゆ間、何卒以御慈悲前書之趣被爲聞被訣、以來之義ハ去辰年一件濟口證文相守り、右躰難澁ケ間敷義不申立様被仰付被下置度奉願上ゆ、已上、

文中に越石とあるのは恐らく八町目村の問題の分が酒井氏の越石であるので、かく云つたのであらうが、釋當ではない。後にある如く八町目村は代官支配——即ちは領と旗本支配——私領とが混淆してゐるのである。この始末書は十月付であるが、この外には「は差戻ニ相成ゆ節差上ゆ願書」と云ふのがある。それは十一月十二日付になつてゐるが、内容におゐては前掲のものと殆ど變りはない。何故再度提出しなければならなかつたのか解らない。唯この十一月の分の方に中畑の小作永が金三分と記してあることが今までの文書になかつたことである。今手許にある小作證文の二三を手當り次第にとつて見ると埼玉郡岡古井村の安政七年の分に畑一反に付金三分入上ゲとあり、又同じ村の慶應三年の分には上畑反に付金壹兩とある。それ等に依つて見ると中畑三分は先づ普通の相場だつたのであらう。小作料については今少し資料を整理した後に改めて紹介したいと思つてゐる。兎に角この場合小作料はあ

まり高いものではなかつたやうである。

さて地借違のこの訴訟は何等かの効果を齎したかと云ふに、殆ど何の甲斐もなかつたやうである。それについて代官が如何なる答を與へたか、又は黙殺したかは不明であるが、地借違がその年の十二月に再び奉行所に次ぎの如く訴出てゐるのを見ても効果がなかつたことは解る。

「乍恐以書付御訴訟奉申上り」

酒井八十之丞知行所
武州葛飾郡八町目村

百姓 久藏 外十七人 (名前略)

右拾八人惣代

訴訟人右

藤兵衛

同 久左衛門

山田茂左衛門様御代官所

同州同郡榎籠村

相手 名主 又 兵衛

右訴訟人藤兵衛外登人一同奉申上り、相手又兵衛義私共地頭酒井八十之丞知行所、右八町目村出作ニ所持罷在、然ニ私共拾八人之内ニモ寛文元祿或ハ正徳享保之頃ヨリ引續數代之地借ニモ座ハ處、相手又兵衛義右久藏、吉兵衛、藤兵衛、喜右衛門、勝右衛門、磯五郎、吉右衛門、市左衛門、久左衛門、太兵衛、右拾人之者共ニ地代致直揚ハ様申ニ付、

地代直揚ハ外ニ響ニ淺相成、難儀ニ付致勘辨異ハ様、精々相歎ハ得共、聞入不申、元來當村之儀ハ御料私領入會之村方ニシテ、御料所分ニ淺私同様之地借店借淺ハ座ハ間、一同ニシテ又兵衛ニ取継リ相歎ハ得共、不取敢、同人申聞ハモ全休久藏外九人ハ貸置ハ場所モ小間壹間興行六間ニシテ地代錢七百文宛請取來リハ處、全モ興行貳間之屋舖地ニシテ、跡四間ハ中畑之場所ニハ間、地代直揚不致ハて、建家貳間宛ニ切詰、中畑ニ掛リハ家作四間モ取拂、地所明渡ハ様申之ニ付、地借ニモハ得共、夫々田畑を淺致所持、専ラ農業渡世之處、家作貳間ニ切詰ハルモ農業モ勿論、多人數之家内モ寐臥モ成兼難儀之旨、只管相歎ハ得共、會ハ不聞入、右申上リ通リ前々七百文之地代を金壹分ニ直揚不致ハハ、早々地所明渡ハ様、頻ニ糴立ハ得共、差當リ村内ニモ借地可致屋舖地無之、左ハ連所持之田畑打捨、容易ニ他村ニ淺難立退、難澁至極仕ハ、元來モ又兵衛方ニシテ興行貳間之屋舖地を六間之借地證文取置、家作爲致、凡百九拾年余屋舖地代請取乍置、右様之義申掛ハモ、何共不心得其意、右休無躰之儀申掛ハ間、先達ハ中地頭所添簡を以、山田茂左衛門様御役所ニ願上ハ處、相手又兵衛被召出、御利解被仰聞ハ得とも一圓取敢不申、難澁至極ニ付、無是悲今般モ訴訟奉申上リ、何卒御慈悲を以相手又兵衛被召出、地代直揚ハ御料私領地借一休之響ニ相成、旁以難儀ニ付、中畑之場所地頭所ニ申立、屋舖請ニ致シ、年貢取増丈地代相増、從來之通住居爲致異ハ様、被仰付被下置奉願上リ、以上、

この訴訟におゐて地借側は畑地を屋敷地に變更し、そのために生じた年貢の増加額だけ地代の値上げを認めると云ふのである。これでは地主は一文も増収がないことになる。この訴訟に依つて翌天保五年の二月二日に原被兩造を呼出し、時の勘定奉行の一人であつた内藤隼人正矩佳の手に依つて取調べられた。その経過については全く不明であるが、結局その年の七月四日に左の如き濟口證文を呈して内済したのであつた。その間五ヶ月以上を要して

あるところを見ると、相當議論があつたのであらう。

「差上申濟口證文之事」

酒井八十之丞知行所武州葛飾郡八丁目村百姓久藏外拾六人惣代百姓藤兵衛外壹人よき、山田茂左衛門は代官所同州同郡種籠村名主又兵衛相懸り難澁出入、去巳十二月中、内藤隼人正様は奉出訴、當二月二日は差日、御尊判頂戴相附ひ三付、相手方より返答書差上、當時は吟味中ニ座座い處、懸合之上熟談内濟仕の趣意左ニ奉申上い、

一右出入双方篤々懸合およひい處、…中略…八丁目村字新町ニある水帳面三畝六歩之屋敷地并同所續中畑貳反壹畝拾五歩之場所、相手又兵衛出作ニ所持罷在、訴訟方は夫々貸遣置い、然ル處去々辰年及出入、濟口證文ニも屋敷地奥行貳間之外畑地ニ補理の家作も不殘可取拂管ニる内濟仕い處、不取拂、地借一同難澁之餘も乍申、今般地主茂相手取、奉出訴い段も、前書濟口相破りい姿ニ相當、全心得違之旨御利解之上相辨、先非後悔仕、重々奉恐入、此度逆訴いおしい始末、地主は厚相詫い處、地主方ニある是迄之疑惑相晴いニ付勘辨を以、古來の之屋敷地奥行貳間畑地之分不殘新規屋敷請ニ地頭所出願、内四間茂加い、都合奥行六間も新規證文いおし貸遣、地借一同安住罷成い、然上も是迄永小作たりせも、此度新規屋敷請ニ相願、前書奥行六間貸遣い上を、裏地之分不殘地主に相返い管取極、双方聊無申分、熟談内濟相整、偏御威先々難有仕合奉存い、然ル上も右一件ニ付重々双方より願筋毛頭無座座い、依之爲後證訴答連印濟口證文差上申處如件、

この結果は一見地借の者共の意の如くになつたやうに見えるが、實際は地主に頗る有利である。地借が屋敷地として今迄通りの土地を借用し得たことは明かに地借の勝利である。しかしその殘餘の畑地はこれを地主に返済し、永小作の權利を放棄しなければならなかつた。「貸地年限改帳」を見ると、大體以前の小作人達がそのまゝ畑地を續

いて借用したやうであるが、地主がもし必要なら返済を請求し得るやうになつたのであるから、少なくともその點におゐて地主は有利である。

唯上述の濟口證文では地代の値上げについて何事も語つてゐないから、果して値上げしたのか、しなかつたのかどのくらゐ値上げしたのかも解らない。しかし多少の値上げのあつたことは想像される。それは畑地が屋敷地になり増永されたから、少なくともその分の値上げはあつたことと思ふ。

この畑地を屋敷地にする地目變換の願書と請書の控えがあるが、殆ど同文であるから願書の方だけを左に紹介して置く。

「乍恐以書付奉願上い

字前耕地

一中畑貳反壹畝拾五歩

但半右衛門名請地

同

一下畑五畝拾歩

但同斷

同

一上畑六畝拾貳歩

但同斷

合畑三反三畝七歩

但御水帳面之表

右武州葛飾郡種籠村名主又兵衛奉願上い、當御知行所同州同郡八丁目村内ニ年來私義右地所持罷在い處、此度勝手合を以、同村役人一同相談之上、右地面新屋敷地ニ奉願上度奉存い間、何卒以御慈悲右畑合三反三畝七歩之畑所、新屋敷地ニ被仰付被下置い様奉願上い、尤右屋敷地反取之通御年貢増永上納可仕い間、右願之通御開濟

地主と地借—武藏國八町目村一件

被成下置ゆへ、難有仕合奉存ゆ、以上、

山田茂左衛門御代官所

武州葛飾郡桶籠村

願人 名主 又 兵 衛

天保五年八月

當御知行所
同州同郡八町目村

百姓代	德	右	衛	門
組頭	丈			八
同	文	右	衛	門
名主	半	右	衛	門

酒井八十之丞様

御知行所

この願書に依れば中畑貳反壹畝拾五歩ばかりでなく、その他の畑地をも屋敷地に變更してゐるが、これは恐らく問題の借地以外のものにも同様に事實上屋敷地になつてゐたものがあり、この際それをも屋敷地に變更したのであらう。この八町目村が前述の如く日光街道に添ひ、粕壁宿の續きであるから、町屋が發展して行つた結果であらう。百姓も亦純粹の農民ではなく、半商半農、——當時の言葉で云へば農間商ひの者であつた。従つて畑地について多少の不利があつたとしても、その宅地を獲保し得ることに満足したのであらう。領主も畑地を屋敷地とすることは封建的見地から云へば不可であるが、增收と云ふ點からはむしろ歓迎したことであらう。

これで三年に亘る争議は終りを告げたのであるが、上掲の濟口證文に依つても解るやうに單に問題が延びたに過ぎない。他日再び地主の要求が起つたらうと思はれるが、それ等については資料がない。

徳川時代を通じて地主と地借、又は地主と小作人との間に絶えず争闘があつたことは明かである。それが百姓一揆を惹起したことも少なくなかつたらう。上述の争議は半ば商人であつたためか、三ヶ年に亘る裁判沙汰も割合に穏和に行はれたやうである。又米で納附するものでなく、永——即ち金納であるからその性質も近世的になつたのであらう、しかしこの例におゐても地代とか小作料とかは貢租を含んでゐるので、その性質がその點におゐては封建的色彩を有するのであるが、貢租を含まぬ場合でも、地代や小作料を契約に依るものとみ見ずに、一種の人的關係——恩顧關係を含ませてゐるのが當時の通念であつたらう。地主側におゐて盆暮寒暑の禮を強調すれば、地借の方におゐても地主の救済義務を當然として主張する。しかもそれを履行しないことが相手の非行の一つとして擧げられ、実際にはむしろかうしたことが薄れつゝあつたことを暗示してゐる。この種の實例は恐らく珍しくないことと思ふが、いろ／＼な實例を検討してゆけば、自ら當時の地主と地借、又は地主と小作との關係をもつと明白になし得ると考へる。それには多くの實例を調査する必要があるが、先づこゝにその一例を擧げて見た次第である。

(昭和十二年二月十七日稿)